

6.1. 災害時における福祉避難所に関する協定書（特別介護老人ホーム うぐいす荘）

災害時における福祉避難所に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と 特別養護老人ホーム うぐいす荘（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害時における福祉避難所として指定するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児、病弱者又は外国人のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に要援護者を一時的に避難させる避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、神河町内に災害が発生し、町長があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。

（1）乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供

（2）福祉避難所の開設及び運営

（3）在宅で生活している要援護者の受入体制の整備及び要援護者の移送

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受託するものとする。

3 乙は、他の特別養護老人ホーム等が被災し、入所者が生活を継続することが困難になった場合、甲の要請の有無にかかわらず、可能な限り受け入れるものとする。

（対象施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力の要請をすることができる施設は、次のとおりとする。

施設の名称	特別養護老人ホーム うぐいす荘
所 在 地	神崎郡神河町福本1241番地の3

（経費の負担）

第5条 第3条第1項に規定する要請に係る費用のうち、次に掲げる経費は、原則甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は、乙、要援護者と別途協議するものとする。

（1）乙の従業員で、要援護者の介助に当たる者に要する人件費

（2）要援護者の移送に要する経費

（3）要援護者に要する生活物資等のうち、乙が直接支払を行ったものに要した経費

（事故等の責任）

第6条 要援護者が乙の施設を損傷したときは、甲乙及び当該施設を損傷した要援護者と協議してこれを処理するものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協定の継続又は終了)

第8条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来たすおそれが発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(留意事項)

第9条 甲は、第4条に規定する施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 6月13日

甲 神崎郡神河町寺前64番地

神河町長 山名宗悟



乙 兵庫県神崎郡神河町福本字中茶屋山1241-3

特別養護老人ホームうぐいす荘

施設長 上原晴夫



6.2. 災害時における福祉避難所に関する協定書（特別介護老人ホーム あやめ苑）

災害時における福祉避難所に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と 特別養護老人ホーム あやめ苑（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害時における福祉避難所として指定するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者又は外国人のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。
2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に要援護者を一時的に避難させる避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、神河町内に災害が発生し、町長があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。

（1）乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供

（2）福祉避難所の開設及び運営

（3）在宅で生活している要援護者の受入体制の整備及び要援護者の移送

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受託するものとする。

3 乙は、他の特別養護老人ホーム等が被災し、入所者が生活を継続することが困難になった場合、甲の要請の有無にかかわらず、可能な限り受け入れるものとする。

（対象施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力の要請をすることができる施設は、次のとおりとする。

施設の名称	特別養護老人ホーム あやめ苑
所 在 地	神崎郡神河町比延277番地

（経費の負担）

第5条 第3条第1項に規定する要請に係る費用のうち、次に掲げる経費は、原則甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は、乙、要援護者と別途協議するものとする。

（1）乙の従業員で、要援護者の介助に当たる者に要する人件費

（2）要援護者の移送に要する経費

（3）要援護者に要する生活物資等のうち、乙が直接支払を行ったものに要した経費

（事故等の責任）

第6条 要援護者が乙の施設を損傷したときは、甲乙及び当該施設を損傷した要援護者と協議してこれを処理するものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協定の継続又は終了)

第8条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来たすおそれが発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(留意事項)

第9条 甲は、第4条に規定する施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 6月13日

甲 神崎郡神河町寺前64番地

神河町長 山名宗悟



乙 兵庫県神崎郡神河町比延277

社会福祉法人光輪福祉会

特別養護老人ホームあやめ苑

施設長 日並香



6.3. 災害時における福祉避難所に関する協定書（アキタケメディカル「さくら」介護センター）

災害時における福祉避難所に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）とアキタケメディカル「さくら」介護センター（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害時における福祉避難所として指定するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児、病弱者又は外国人のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に要援護者を一時的に避難させる避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、神河町内に災害が発生し、町長があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。

（1）乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供

（2）福祉避難所の開設及び運営

（3）在宅で生活している要援護者の受入体制の整備及び要援護者の移送

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受託するものとする。

3 乙は、他の特別養護老人ホーム等が被災し、入所者が生活を継続することが困難になった場合、甲の要請の有無にかかわらず、可能な限り受け入れるものとする。

（対象施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力の要請をすることができる施設は、次のとおりとする。

施設の名称	アキタケメディカル「さくら」介護センター
所 在 地	神崎郡神河町吉富1597番地の1

（経費の負担）

第5条 第3条第1項に規定する要請に係る費用のうち、次に掲げる経費は、原則甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は、乙、要援護者と別途協議するものとする。

（1）乙の従業員で、要援護者の介助に当たる者に要する人件費

（2）要援護者の移送に要する経費

（3）要援護者に要する生活物資等のうち、乙が直接支払を行ったものに要した経費

（事故等の責任）

第6条 要援護者が乙の施設を損傷したときは、甲乙及び当該施設を損傷した要援護者と協議してこれを処理するものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協定の継続又は終了)

第8条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来たすおそれが発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(留意事項)

第9条 甲は、第4条に規定する施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは、原状に復すこと。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 6月13日

甲 神崎郡神河町寺前64番地

神河町長 山名宗悟



乙

兵庫県神崎郡福崎町福崎新121番地15

有限会社アキタケメディカル

代表取締役 秋武千賀子



6 4. 災害時における福祉避難所に関する協定書（介護老人保健施設かみかわ）

災害時における福祉避難所に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と介護老人保健施設かみかわ（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害時における福祉避難所として指定するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児、病弱者又は外国人のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に要援護者を一時的に避難させる避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、神河町内に災害が発生し、町長があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。

（1）乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供

（2）福祉避難所の開設及び運営

（3）在宅で生活している要援護者の受入体制の整備及び要援護者の移送

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受託するものとする。

3 乙は、他の特別養護老人ホーム等が被災し、入所者が生活を継続することが困難になった場合、甲の要請の有無にかかわらず、可能な限り受け入れるものとする。

（対象施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力の要請をすることができる施設は、次のとおりとする。

施設の名称	介護老人保健施設 かみかわ
所在 地	神崎郡神河町422番地

（経費の負担）

第5条 第3条第1項に規定する要請に係る費用のうち、次に掲げる経費は、原則甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は、乙、要援護者と別途協議するものとする。

（1）乙の従業員で、要援護者の介助に当たる者に要する人件費

（2）要援護者の移送に要する経費

（3）要援護者に要する生活物資等のうち、乙が直接支払を行ったものに要した経費

（事故等の責任）

第6条 要援護者が乙の施設を損傷したときは、甲乙及び当該施設を損傷した要援護者と協議してこれを処理するものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協定の継続又は終了)

第8条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来たすおそれが発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(留意事項)

第9条 甲は、第4条に規定する施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは、原状に復すこと。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月13日

甲 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地

神河町長 山名宗悟



乙 〒679-2414 兵庫県神崎郡神河町栗賀町422番地
介護老人保健施設 かみかわ

施設長 大杉隆正



6.5. 災害時における福祉避難所に関する協定書 (Resort によん in 神河)

災害時における福祉避難所に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と Resort によん in 神河（以下「乙」という。）は、乙の施設を災害時における福祉避難所として指定するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火災等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、甲が第3条に定める協力を乙に対して行うことにより、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、高齢者、障害者、妊娠婦、乳幼児、病弱者又は外国人のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその同伴者をいう。

2 この協定において「福祉避難所」とは、災害時に要援護者を一時的に避難させる避難所をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、神河町内に災害が発生し、町長があらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者を支援するため、乙に対して次に掲げる協力を要請できるものとする。

（1）乙の所有する施設内における福祉避難所用スペースの提供

（2）福祉避難所の開設及び運営

（3）在宅で生活している要援護者の受入体制の整備及び要援護者の移送

2 乙は、業務に支障を来さない範囲において、前項の要請を可能な限り受託するものとする。

3 乙は、他の特別養護老人ホーム等が被災し、入所者が生活を継続することが困難になった場合、甲の要請の有無にかかわらず、可能な限り受け入れるものとする。

（対象施設）

第4条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力の要請をすることができる施設は、次のとおりとする。

施設の名称	Resort によん in 神河
所在地	神崎郡南小田1233番地の2

（経費の負担）

第5条 第3条第1項に規定する要請に係る費用のうち、次に掲げる経費は、原則甲の負担とする。ただし、長期又は広範囲にわたり被害が発生し、経費が膨大となるときは、甲は、乙、要援護者と別途協議するものとする。

（1）乙の従業員で、要援護者の介助に当たる者に要する人件費

（2）要援護者の移送に要する経費

（3）要援護者に要する生活物資等のうち、乙が直接支払を行ったものに要した経費

（事故等の責任）

第6条 要援護者が乙の施設を損傷したときは、甲乙及び当該施設を損傷した要援護者と協議してこれを処理するものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定の実施に当たり、甲乙あらかじめ連絡担当者を決め、災害発生時には速やかに相互に連絡をとるものとする。

(協定の継続又は終了)

第8条 乙の施設に福祉避難所としての使用に支障を来たすおそれが発生したときは、甲と乙は、この協定の継続又は終了について誠実に協議するものとする。

(留意事項)

第9条 甲は、第4条に規定する施設を福祉避難所として使用するに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 福祉避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務に支障を来さないように配慮すること。
- (3) 福祉避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙並びに介助員は、福祉避難所の管理運営に当たり、業務上知り得た要援護者及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の運用に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月7日

甲 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地

神河町長 山名宗悟



乙

兵庫県神崎郡市川町甘地166番地の3

株式会社 アミューズ24

代表取締役 安積進



6 6. 災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書

災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する
応援協定書



災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、神河町（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「乙」という。）との間で、神河町で発生した大規模災害時における浄化槽等の復旧活動等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「大規模災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害のうち、震度6弱以上の地震又は被害の大きな津波、豪雨若しくは洪水等によって生じる被害をいう。

(応援要請)

第3条 甲は、大規模災害により、浄化槽等の復旧活動等について必要があると認めるときは、乙に対し応援要請を行うものとする。

(応援要請の手続)

第4条 前条に規定する甲の応援要請は、原則として応援要請書（様式第1号）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、応援要請を口頭又は電話等により行い、その後速やかに応援要請書を乙に送付することにより行うものとする。

(応援業務の実施)

第5条 乙は、第3条に規定する甲の応援要請があったときは、災害対策本部を設置し、乙の役員及び職員並びに必要に応じて会員を招集し、次に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）を行うものとする。

- (1) 被災地域における浄化槽等の被害状況等に関する情報の収集及び実態調査

- (2) 被災地における浄化槽等に関する住民相談への対応

- (3) 甲が保有する浄化槽等の応急復旧作業

(経費負担)

第6条 応援業務に要する経費は、前条第1号及び第2号に掲げる事項に係るものにあっては乙が、同条第3号に掲げる事項に係るものにあっては甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の額については、甲と乙とが協議の上、決定するものとする。

(相互の協議)

第7条 甲と乙は、応援業務の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(応援のための通行)

第8条 甲は、第3条の規定により応援要請を行ったときは、乙が応援業務を円滑に実施することができるよう、災害対策基本法に基づく緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置の実施に努めるものとする。

(実施報告)

第9条 乙は、応援業務を終了したときは、速やかに、甲に対し、災害時における浄化槽等の復旧活動等業務実施報告書（様式第2号）及び調査結果等集計表（様式第3号）により報告するものとする。

(損害賠償等)

第10条 乙は、応援業務の実施の際ににおいては、応援業務に従事する乙の職員及び会員にあっては労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく労災保険に加入した者を充てるものとし、これらの者が事故等の災害で死亡し、若しくは負傷した場合又は後遺障害が残った場合にあっては同法その他の法令に基づく損害賠償を行うものとする。

(災害対策関係会議等への出席)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲の主催する災害対策関係会議等に出席を求めることができる。

(連絡窓口)

第12条 この協定に伴う事務は、甲にあっては、神河町 上下水道課、乙にあっては一般社団法人兵庫県水質保全センター事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じたときにおける前項に規定する甲の窓口は、変更後の浄化槽等を所管する組織を充てるものとする。

(協定の適用)

第13条 この協定は、締結の日からその効力を生ずるものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(補則)

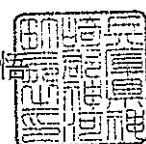
第14条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙とが協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月22日

甲 神崎郡神河町寺前64番地

神河町長 山名 宗

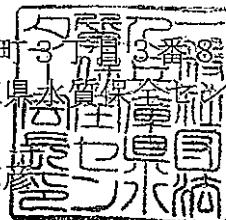


乙 神戸市中央区港島南町3丁目3番地
一般社団法人 兵庫県水質保全センター

会長

九坪

登志彦



6.7. 災害時における物資等の輸送及び仕分け等に関する応援協定書

災害時における物資等の輸送及び仕分け等に関する協定



神河町（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「乙」という。）とは、災害時における物資等の輸送及び仕分け等に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、町域内外において大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、食料品及び生活必需品等の救援物資（被災者のために甲が調達する物資及び被災者のために甲に対して甲以外の者から提供される物資をいう。以下同じ。）を速やかに、かつ円滑に輸送等を行うことで、被災者等の生活の安定を図ることを目的とする。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第2条 甲は、災害時において避難所への救援物資の輸送が円滑に行えない認め場合は、救援物資の荷下ろし、仕分け、登録、分配及び積込みを行い、又は輸送等を行うための拠点となる施設（以下「物資集積・搬送拠点」という。）を設置する。

（要請）

第3条 甲は、物資等の輸送に乙の所属会員が保有する一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して「緊急救援物資輸送要請（報告）書」（様式第1号）により協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭によるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 輸送業務を必要とする車両の車種及び台数
- (2) 輸送に係る附帯業務に必要となる機械及び資器材等の台数
- (3) 輸送業務に必要となる人員の派遣人数
- (4) 応援を必要とする機関
- (5) 輸送品目及び数量

（協力）

第4条 乙は、甲から前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の緊急輸送等について、可能な限り協力するものとする。



2 乙は、甲からの要請を受けたときは、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

(輸送業務継続の協力)

第5条 甲は第3条第1項の規程による業務を乙が実施する際、次の各号の内容について、協力するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章・緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等從事車両証明書の発行。
- (2) 罹災状況に係る情報の提供

(報告)

第6条 乙は、第3条1項の規定に基づき応援を行った場合は、「緊急救援物資輸送要請（報告）書」（様式第1号）により速やかに甲に対して報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、第3条の規程により要請した内容に変更が生じた場合は、その都度乙に変更内容を通知するものとし、乙が前項の規程により報告した内容に変更を生じた場合は、その都度甲に変更内容を通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条の規程に基づく応援に要した費用は、甲が負担する。

2 運賃・料金の算出方法については、災害発生時に於ける当該地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

(事故等)

第8条 乙は、提供した事業用自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該事業用自動車を交換して、運行を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担) -

第9条 第3条の規程による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

68. 災害時における物資の調達に関する協定書



災害時における物資の調達に関する協定書



神河町

関西パック株式会社

災害時における物資の調達に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と関西パック株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲において地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生した場合（以下【災害時】という。）における、避難所生活に必要な段ボール製品等（以下【物資】という。）の調達について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対し、その保有する物資について優先的な提供を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 甲が乙に協力を要請することができる物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製品（間仕切り、ベッド・らくだん等）
- (2) その他乙の調達できる範囲内で甲が要請する物資

（要請の方法）

第4条 甲の乙に対する協力要請手続は、物資調達要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話等の方法により行い、後日速やかに当該要請書を送付するものとする。

- 2 前項の協力要請手続を円滑に行うため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者を置くものとし、連絡責任者は、甲にあっては神河町役場住民生活課長とし、乙にあっては乙の加古川工場工場長とする。
- 3 甲及び乙は、連絡する順位を定めた連絡先を毎年度当初に、災害時における物資の調達に関する協定書連絡先報告書（別記様式第2号）により互いに報告するものとし、期中に異動があった場合も、その都度、同様式により報告するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の搬入又は引渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲が指定した者を当該場所に派遣して物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲は、乙の指定する場所において、物資を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、業務終了後速やかに業務内容を物資供給業務報告書（別記様式第3号）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲に提供した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 乙は、業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、当該費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

(損害への対応)

第9条 この協定に基づく業務を実施する際、乙に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この期間満了の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、この協定を変更又は終了させる旨の文書による意思表示がない場合は、協定期間は引き続き1年間延長するものとし、以後において期間が満了するときも同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。